

の や ひ い ちゅうい 野焼き、火入れに注意

※消防長への届出や、市長への許可申請が必要な場合があります。



イラスト協力
認定こども園
みどり幼稚園

西消防署からのお願い

- 森林**またはその周囲(1km以内)での、野焼き、火入れは**原則禁止**です。
- 強風・乾燥注意報**発令中の**野焼き、火入れ**はしないでください。
- 野焼き、火入れをした時はその場から絶対に**離れず**、**確実に**消えたことを**確認**してください。
- 野焼き、火入れは**日の出**から**日没**までにしてください。
- たばこの**ポイ捨て**は禁止。
- お子様の**火遊び**はしない、させない。

※野焼き…枯れ草や廃棄物を焼却する行為で、法令で認められている場合を除き禁止(廃棄物処理法)
※火入れ…森林またはその周囲1kmの範囲内にある土地において、立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却する行為で、市長の許可があれば行うことができる。
(森林法、今治市森林等の火入れに関する条例)

令和7年度 林野庁 統一標語
「ふるさとの 山を守ろう 火の手から」

今治市西消防署

〒794-0069 今治市クリエイティブヒルズ3番地 TEL0898-32-6119